恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十六号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十七号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志

内閣総理大臣　野田　佳彦

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十八号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第四十七条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

一　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）第十二条

二　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）第五条

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

国土交通大臣　前田　武志

内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。